第一項の表七一の項を次のように改める。

71	削除

第一項の表七九の項を次のように改める。

79	削除

第一項の表八一の項を次のように改める。

81	削除

第一項の表九一の項を次のように改める。

91	削除

第一項の表一五八の項から一六五の項までを次のように改める。

158	削除
159	削除
160	削除
161	削除
162	削除
163	削除
164	削除
165	削除

第一項の表一六七の項を次のように改める。

167	削除

第一項の表一七〇の項を次のように改める。

170	削除

第一項の表一七三の項から一七八の項までを次のように改める。

173	削除
174	削除
175	削除
176	削除
177	削除
178	削除

三十四　平成二十年総務省告示第二百五十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三六の項及び三七の項を次のように改める。

36	削除
37	削除

第一項の表四三の項を次のように改める。

43	削除

第一項の表四六の項を次のように改める。

46	削除

第一項の表五四の項を次のように改める。

54	削除

第一項の表五六の項を次のように改める。

56	削除

三十五　平成二十年総務省告示第三百九十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表八〇の項を次のように改める。

80	削除

第一項の表八六の項を次のように改める。

86	削除

第一項の表九〇の項及び九一の項を次のように改める。

90	削除
91	削除

第一項の表九三の項を次のように改める。

93	削除

三十六　平成二十年総務省告示第六百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二〇の項を次のように改める。

20	削除

第一項の表二二の項を次のように改める。

22	削除

第一項の表三二の項を次のように改める。

32	削除

第一項の表四七の項及び四八の項を次のように改める。

47	削除
48	削除